

社会福祉法人つわぶき役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人つわぶき（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、評議員選任委員会外部委員、第三者委員、理事及び監事をいう。
- (3) 勤務役員とは、役員のうち、この法人に常勤職員又は非常勤職員として勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等（勤務役員を除く）に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会等（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務役員に対しては報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 年間に支給する報酬の理事全員の合計額は50万円以内とする。
- 3 年間に支給する報酬の監事全員の合計額は50万円以内とする。
- 4 年間に支給する報酬の評議員選任委員会外部委員全員の合計額は10万円以内とする。
- 5 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月末日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その前日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 松江市以外に居住する役員等が会議に出席する際の旅費等は、出張旅費規程に定める額とする。

- 2 法人が出席を依頼する研修会等に出席する際の役員等の旅費等は、法人が負担する。
- 3 第1項及び前項の規定による旅費等の支払い方法は前条に準ずる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、勤務役員に係る旅費等は出張旅費規程により支払う。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額(第4条第4項関係)

役職名	項 目	報酬の額
1 評 議 員 2 非常勤役員(理事)	会議等への出席 監査に係る職務執行	1日当たり 1万円
3 監 事 4 評議員選任委員会 外部委員	監査に係る職務執行 (1日当たり4時間を超える場合)	1日当たり 1万5千円
5 第三者委員	研修等に係る移動のみの日	1日当たり 5千円

